◇会議報告◇

AOSSG 年次総会報告

ASBJ 副委員長　古内　和明

1. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。

2026年11月12日及び13日の2日間、第18回AOSSG年次総会が開催された。本年度はニュージーランドのオークランドにおいて対面形式で開催された。年次総会には、AOSSGに加盟する法域のうち17の法域[1]から約60名が参加したほか、国際会計基準審議会（IASB）からHagit Keren理事ほかが参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは川西安喜委員長、紙谷孝雄副委員長及び筆者が参加した。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者の所属する団体・組織の公式見解ではないことをあらかじめお断りする。



[1] 今回の年次総会には、AOSSG に加盟する法域のうち、オーストラリア（議長国）、ネパール（副議長国）、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、インドネシア、日本、韓国、マカオ、マレーシア、モルディブ、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、サウジアラビア、シンガポールの 17 の法域が参加した。なお、パプアニューギニアは今回の年次総会において AOSSG に加盟した。

2. AOSSG 年次総会の概要

第18回年次総会の主な議題は、次のとおりであった。

	議題	担当
2026 年 11 月 12 日		
1	議長、副議長及び主催国による開会の挨拶	オーストラリア、ネパール、ニュージーランド
2	AOSSG の運営事項 ・パプアニューギニアの AOSSG 加盟の承認 ・覚書（MoU）の改訂	AOSSG事務局
3	AI を用いた気候関連開示の分析	オーストラリア
4	IAS 第 38 号「無形資産」に関するリサーチ －AI に関連する情報についての投資家のニーズに基づく	中国
5	IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」 －AOSSG の法域における採用と範囲に関する見解	ニュージーランド
6	環境クレジットに関する IFRS 会計基準の必要性	韓国
7	ISSB の自然関連開示に関する提案（ビデオ）	ISSB（ビデオ）
8	IFRS 財団の定款改訂案に対するコメント	AOSSG 事務局
9	来年優先すべきトピック	AOSSG 事務局
2026 年 11 月 13 日		
10	IFRS サステナビリティ開示基準の各法域における適用状況	インドネシア、韓国、マレーシア、モルディブ
11	世代間の影響に関する任意の概念上の報告フレームワーク	ニュージーランド
12	進化、制度上の課題及び協調の機会－AOSSG を通じた経験と今後	ブータン
13	イスラム金融への IFRS 会計基準の適用	マレーシア、イスラム金融ワーキング・グループ

14	会計基準と適用のギャップの橋渡し	フィジー
15	IASB の動向	IASB
16	デジタル財務報告：タクソノミと構造化データ	オーストラリア、ネパール、パキスタン
17	議長、副議長及び主催国による閉会の挨拶	オーストラリア、ネパール、ニュージーランド

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要を報告する。

（1） AOSSG の運営事項：覚書（MoU）の改訂

AOSSG 事務局より、AOSSG のビジョン及び目的にサステナビリティ開示に関連する事項を新たに加えることが提案された。また、AOSSG のメンバーシップ及び議決権を法域ごとに割り当てることとし、1 つの法域内で会計基準設定主体とサステナビリティ基準設定主体の 2 つが存在する場合には、いずれか一方の基準設定主体を有する「リード役」に指定し、当該リード役がもう一方の基準設定主体との調整を行うことが提案された。

最終的に提案は可決されたが、日本からは、会計基準設定主体とサステナビリティ基準設定主体がそれぞれ独立の設定主体として存在する場合には、1 つの法域から複数の会計基準設定主体が参加できるようにすべきであるとして、当該提案には賛成しなかった。

（2） IFRS 財団の定款改訂案に対するコメント

AOSSG 事務局より、2026 年 8 月に IFRS 財団から公表された公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」に対して AOSSG としてコメントレターの提出を計画している旨の説明があり、コメントの方向性について議論がなされた。

日本からは、2026 年 11 月 9 日に ASBJ とサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の連名で IFRS 財団宛に提出したコメントレターに基づき、特に IFRS 財団の公開草案で提案されていた IASB 及び ISSB メンバーの定数削減及びアジア・オセアニア地域に対する配分案について反対した理由について説明を行い、AOSSG として提出するコメントレターへの反映を求めた。

（3） IASB の動向

IASB の Hagit Keren 理事より、IASB の動向について以下の分類ごとに説明があった。

- 適用後レビュー
  - IFRS 第 9 号「ヘッジ会計」

- IFRS 第 16 号「リース」

- リサーチ・プロジェクト
  - 無形資産
- 基準設定プロジェクト
  - 償却原価測定
  - キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
  - リスク軽減会計
  - 企業結合－開示、のれん及び減損
  - 持分法
  - 資本の特徴を有する金融商品
- 維持管理プロジェクト
  - 法人所得税ではない税金費用の表示（IFRS 第 18 号）
  - 引当金－的を絞った改善
  - 中小企業向け IFRS－連結の免除

上記のうち、IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー及び中小企業向け IFRS については、2026 年内の完了を目指していることが紹介された。また、持分法と引当金については 2027 年前半の完了を、資本の特徴を有する金融商品については 2027 年後半の完了を目指していることが紹介された。

今後検討すべきプロジェクトを決定する第 4 次アジェンダ協議については、ISSB のアジェンダ協議と同時に実施するとしており、早期に検討を進める予定である旨が説明された。このため、現在の第 3 次アジェンダ協議は 2028 年まで延長されており、審議を行う議題の候補として排出権取引と事業セグメントが、注視すべきトピックとして超インフレ会計及び暗号資産が挙げられていることが紹介された。

会議の参加者からは、「法人所得税ではない税金費用の表示（IFRS 第 18 号）」について、AOSSG に属するイスラム圏の法域で税金の代替とされる「ザカート」の取扱いについて問題提起されたことにより開始したプロジェクトであったが、プロジェクトで IAS 第 12 号「法人所得税」を改訂しないことに対する懸念や、ザカート以外の税金費用も取り扱っており混乱を招いているといった懸念、さらにはザカートと称する費用でも法域によって計算方法が相違することにより単一の結論には至らないのではないかといった懸念が示された。また、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するプロジェクトについては、機関投資家だけでなくさまざまな属性を有する財務諸表利用者の意見をよく聞いて進めるべきとの意見があった。

（4） 総括等

議長より参加者への謝意が示されたと共に、次回の AOSSG 会議については 2027 年 11 月にインドネシアのジャカルタで開催される旨が説明され、閉会した。

以 上



